

国外の企業が掲載した記事等の削除を求める訴えについて我が国の国際裁判管轄が肯定された事例

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 平成 28 年 11 月 30 日

【事 件 番 号】 平成 27 年（ワ）第 1973 号

【事 件 名】 損害賠償等請求事件

【裁 判 結 果】 請求棄却

【参 照 法 令】 民事訴訟法（以下「民訴法」という。）3 条の 3 第 8 号、3 条の 6、3 条の 9、38 条、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）17 条、20 条

【掲 載 誌】 判タ 1438 号 186 頁

LEX/DB 文献番号 25538466

事実の概要

ともに、米国のメディア企業グループのグループ会社で、米国に本社を置く通信社である Y₁（共同被告）及び Y₂（共同被告）は、その運営するインターネットウェブサイト上に、X₁（共同原告）の新居の建設に関する記事を、それぞれ日本語と英語で掲載するとともに、これに関係する動画を掲載した（以下、Y₂の掲載した記事を「本件英語記事」といい、これに動画をあわせた掲載内容を総称して、「本件英語記事等」という。）。これらの記事及び動画によって、X₁のプライバシー権、並びに、X₁及び X₁が代表者である X₂社の名誉権が侵害されたと主張して、不法行為に基づく損害賠償請求として、それぞれ 1,100 万円及びその遅延損害金の支払、並びに、人格権に基づいてこれらの記事及び動画の削除を Y₁らに対して求めたのが本件である。

判決の要旨

請求棄却。

判旨 1

「不法行為に関する訴えについて民訴法 3 条の 3 第 8 号による日本の裁判所の管轄が肯定されるためには、日本国内において権利利益の侵害が発生していることが必要であるところ、上記要件を充足するためには、被告らの行為により日本国内で原告らの法益について侵害が生じたとの客観的事実関係が証明される必要があり、かつ、それで足りるものと解される（最高裁平成 13 年 6 月 8

日第二小法廷判決・民集 55 卷 4 号 727 頁。）」

判旨 2

「プライバシー権侵害が認められるためには、公開された内容が私生活上の事実……であり、一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないと認められるであろう事柄であること、かつ一般の人々に未だ知られていないものであることを要する。」「……本件英語記事等のうち、本件建物のデザインの特徴を記載したとされる部分……の余の記載部分は……X₁の私有する財産の所在、価格、状況等に関するものであって、同人の私生活上の事実に関わる情報に当たるものと認められる。」「……本件英語……記事の摘示事実のうち……本件土地の取得費用、本件建物の設計・建設費用及び本件土地の広さ等の事実は、X₁が私有する財産の経済的価値を明らかにするものであって、……公開を欲しないであろう事柄に当たる……。」「……本件記事等の掲載に先行して、本件建物の建設に関する記事を掲載した……雑誌及びインターネットサイトにより、……プライバシー権としての保護の必要性を失わせる程度にまで公知性を有するに至っていたとは認められない。」「……以上のとおり、本件英語記事……は、X₁のプライバシー権を侵害するものと認められる。」

「本件英語記事は全世界で閲覧可能なインターネットニュースの記事であり、その読者は日本国内にも相当数存在すると考えられること、上記各記事は日本国内の話題に関わるものであることからすれば、日本国内において原告ら以外の者がこれを閲覧したとの事実は容易に推認される……。」

そして……日本国内においてX₁のプライバシー権侵害という結果の発生が通常予見可能であったことも明らかである。」

「……本件記事等の摘示事実を読んだ一般の読者においては、……著名な資産家であるX₁がそのような財産を有していること自体は特段不自然なことではなく、これについて否定的な評価を持つことになるとは考え難い。……一般の読者が、上記の程度を超えてX₂社は会社の収益を代表者ばかりに還元する企業であり、X₁は贅沢三昧に耽る人物であるとの印象を受けるなどは到底考え難い。……したがって、本件記事等は、Xらの名誉権を侵害するということとはできない。」

「……上記……の検討によれば、X₁がY₂に対し、プライバシー権の侵害を理由として、本件英語記事の削除を求める訴え（アの請求部分に係る訴え（筆者））の管轄権は日本の裁判所にあるものというべきである。」

判旨3

「……これに対し、X₁のY₂に対するプライバシー権侵害を理由とする削除請求のうち、本件動画1及び2の削除を求める部分、並びに、Xらが同被告に対し名誉権侵害を理由として本件記事等の削除を求める部分（イの請求部分（筆者））については、民訴法3条の3第8号により日本の裁判所の管轄権を認めることはできない……もっとも、上記イの請求部分は、上記アの請求部分と密接な関連性を有することが明らかであり、かつ、各原告の請求相互間には民訴法38条前段所定の関係があることからすれば、同法3条の6により、結局、本件訴え全体について日本の裁判所の管轄権が認められることになる。」

「……したがって、Xらが、Y₂に対して、本件英語記事等の削除を求める訴えは、日本の裁判所に裁判管轄が認められる。」

判例の解説

本判決は、米国に本社が置かれた情報提供サービスなどを行う通信社のウェブサイトに掲載されたニュース記事及び動画の削除等が請求された事例において、民訴法3条の3第8号に基づいて、我が国の国際裁判管轄が肯定された裁判例である。本件と同様にインターネット上の名誉毀損に関連して、同号が適用された裁判例には、i. 米

国在住の日本人から日本に向けて送信されたメールによる名誉毀損が争われた裁判例（東京地判平26・9・5判時2259号75頁）、ii. 米国の企業のホームページ上に記載された内容に関して、日本人とその者が役員を務める会社の名誉毀損が争われた裁判例（最一小判平28・3・10民集70巻3号846頁、なお、一審判決は、後掲①、原審判決は後掲③）、iii. 個人のブログに掲載された名誉を毀損する表現を削除する義務を怠ったとして、ブログサービスを行う米国会社に対して、その損害賠償が求められた裁判例（東京地判平28・6・20判例集未登載・LEX/DB25535498）などがある（以下、i～iiiとして引用する）。これらの裁判例はいずれも名誉毀損に関するものであり、プライバシー権侵害が争われた本件とは異なっている。また、本件は、国際的な情報サービス会社の英文ウェブ記事に関する裁判例である点でも、これらの裁判例との間に相違点¹⁾がある。

本件判旨は、判旨1～判旨3で挙げた判示の他に、民訴法3条の9に定められている「特別の事情」の有無、プライバシー権侵害の準拠法などについても及んでいる。本稿では、紙数の関係から、国際裁判管轄に関する判旨1～判旨3に限定して検討する。

一 判旨1について

本件判旨は、民訴法3条の3第8号に基づいて日本の裁判所の管轄が肯定されるためには、日本国内において権利利益の侵害が発生していることが必要であると判示した。そして、いわゆる客観的事実証明説を判示したウルトラマン事件最高裁判決²⁾（以下、「平成13年最判」として引用する。）を引用して、上記要件を充足するためには、被告らの行為により日本国内で原告らの法益について侵害が生じたとの客観的事実関係が証明される必要があり、かつ、それで足りるものと解されると判示した。本件と同様に民訴法3条の3第8号に基づく国際裁判管轄が争われた裁判例には、前掲のi～iiiの他に、①東京地判平25・10・21民集70巻3号890頁（iiの一審判決）、②最一小判平26・4・24民集68巻4号329頁、③東京高判平26・6・12民集70巻3号913頁（iiの原審判決）、④横浜地判平26・8・6判時2264号62頁、⑤東京地判平27・4・28判時2264号59頁、⑥東京地判平28・11・30判タ1438号186頁、⑦東京

地判平 29・7・27 裁判所ウェブサイト、⑧知財高判平 29・12・25 裁判所ウェブサイト（⑦の控訴審）等がある（以下、①～⑧として引用する。）。

このうち、本件判旨と同様に客観的事実証明説に立つことが明確に判示されている裁判例は、②（但し、間接管轄に関する裁判例である。）、④～⑥及び前掲の i である。⑦及び⑧の訴えは米国における損害賠償義務の不存在確認を求めるもので、問題の状況が異なること、並びに、ii 及び③は、一審である①の判断を維持したことなどを考慮してこれらを除いて考えると、最近の裁判例では客観的事実証明説が採用されており、本件判旨もこの傾向に沿ったものと考えられる。また、学説においても、民訴法 3 条の 3 第 8 号の適用に際して平成 13 年最判の考え方が妥当すると考えられているようである³⁾。

ところで、この客観的事実証明説を採用する旨を判示した平成 13 年最判は、財産関係事件に関する国際裁判管轄の規定が新設された平成 23 年法律第 36 号による民訴法改正前の裁判例である。また、その判旨は、国際裁判管轄に関する判例法理として妥当していた、民訴法に規定されている裁判籍のいずれかが日本に所在する場合で、日本で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速の理念に反する特段の事情がないときに限り日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるという規範を前提とするものであった。さらに、その判旨は、改正前民訴法 5 条 9 号に定められている不法行為地の裁判籍に依拠して日本の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りるという、いわゆる客観的事実証明説を採用する旨を判示したものである。したがって、厳密には、平成 13 年最判は、民訴法 5 条 9 号の解釈に関するものである。そのため、改正により新設された民訴法 3 条の 3 第 8 号に関する解釈ということとはできない。こうしたことから、本件判旨で判示された平成 13 年最判の引用は、改正後の民訴法 3 条の 3 第 8 号においても、平成 13 年最判を参照して、同様に解される旨を判示したものと理解するべきものと思われる⁴⁾。

二 判旨 2 について

本件判旨では、日本国内における原告らの権利

利益の侵害のうち、プライバシー権侵害については、本件英語記事の内容が、X₁の私生活上の事実であること、並びに、一般人の感受性を基準にして、X₁の立場に立った場合に公開を欲しないと認められると推測される事柄であること、及び、一般の人々に公知とまではいえないことを認定して、プライバシー権侵害があったと判示した。そして、Y₂に対するX₁の請求のうち、プライバシー権侵害を理由とする本件英語記事の削除を求める訴えについては、我が国の国際裁判管轄が肯定されると判示した。本件判旨が用いたプライバシー権侵害の有無の判断基準は、我が国の判例法理として形成されてきた実体法上の判断基準である⁵⁾。客観的事実証明説は、管轄原因事実と請求原因事実（請求を理由づけるという意味での）とが重複する場合に、その一部に限って 100%の証明（100%確からしい心証を形成させることを「証明」というから、同義反復ではあるが、しかし、いわゆる一応の証明説との対比を明確にするために、この表現を用いた。）を求めるものである。したがって、法益侵害を管轄原因事実として、その存在の証明を必要として徹底するならば、本件判旨のように、管轄の有無の判断の段階において、請求の当否の判断、すなわち、本案の判断が先行するのは当然のことと考えられる。その消息を明らかにするように、本件判旨では、請求の当否の判断、すなわち、本案の判断において、この管轄判断の部分が流用されて、精密な事実認定が省略されている⁶⁾。しかし、管轄の有無の判断は訴訟要件に関するものである。そして、その審理においては職権証拠調べが許されるなど、職権探知が妥当と思われる。他方、本案の審理においては、実体審理の手續の根幹ともいふべき弁論主義が妥当する。本件判旨のように、管轄に関する審理の結果が、本案の審理に流用されることは、弁論主義違背の虞が生じるように思われ疑問が残る⁷⁾。

三 判旨 3 について

併合請求における国際裁判管轄について定められている民訴法 3 条の 6 を適用して国際裁判管轄が認められた裁判例として、前掲 i を挙げることができる。しかし、この裁判例は、客観的併合請求について判示されたもので、本件判旨のように主観的併合請求に関して判示されたものではない。その意味で、この点に関する本件判旨は公表

されている裁判例としてははじめてのものと思われる。

ところで、本件判旨では、 X_1 の Y_2 に対するプライバシー権侵害を理由とする動画を除く英語記事の削除請求（判旨中の「アの請求部分」）についてのみ、民訴法3条の3第8号に基づいて我が国の国際裁判管轄を肯定した。そして、 X_1 の Y_2 に対するプライバシー権侵害を理由とする動画の削除請求及び名誉権侵害を理由とする本件英語記事等の削除を求める請求、並びに、 X_1 及び X_2 社の Y_2 に対する名誉権侵害を理由とする本件英語記事等の削除を求める請求（判旨中の「イの請求部分」）については、民訴法3条の3第8号に基づいて我が国の国際裁判管轄を肯定することはできないと判示した。その上で、管轄が否定される「イの請求部分」は、管轄が肯定される「アの請求部分」と密接な関連性を有することが明らかであること及び各原告の請求相互間には民訴法38条前段所定の関係があることを挙げて、民訴法3条の6に基づいて、「本件訴え全体」に我が国の国際裁判管轄が肯定される旨を判示した。「イの請求部分」のうちの X_1 の請求部分は客観的併合の状態にあり、民訴法38条前段とは関わりなく、請求相互間に密接な関連性があれば民訴法3条の6に基づいて、併合請求の国際裁判管轄が認められる。他方、「イの請求部分」のうちの X_2 の請求部分は、民訴法38条前段の条件のうち、同一の事実上の原因に基づく請求であるときに該当すると思われる。

ところで、判断の対象となっていたのは、「アの請求部分」と「イの請求部分」のはずである。仮に、本件判旨のように民訴法38条前段所定の関係が認められるとしても、その併合請求の管轄が認められるのは、 X_1 の Y_2 に対するプライバシー権侵害及び名誉権侵害を理由とする本件英語記事等の削除請求と、 X_2 の Y_2 に対する名誉権侵害を理由とする本件英語記事等の削除請求に係る訴え部分のみであるようにも思われる。しかし、本件判旨ではこれに続いて、本件訴え全体について我が国の国際裁判管轄が認められると判示されており、 X_1 及び X_2 の Y_2 に対する損害賠償請求や、 Y_1 に対するすべての請求などの、残余の請求に係る訴えすべてについても国際裁判管轄が認められるかとも読みとれる。とはいえ、国際裁判管轄に関する本件判旨の最終部分では、「 X らが、

Y_2 に対して、本件英語記事等の削除を求める訴えは、日本の裁判所に裁判管轄が認められる。」と結ばれている。実際には、判決書の「争点及び争点に関する当事者の主張」において、 Y_2 のみが、特に本件英語記事等の削除を求める訴えの国際裁判管轄を争っていることが記述されている⁸⁾。したがって、 Y_1 に対する訴えの国際裁判管轄は、争点となっていないことが窺われる。そのため、本件判旨では、本件で争点となった Y_2 に対する訴えの国際裁判管轄についてのみの判示が必要となり、このような表現になったと推測される。

●——注

- 1) 渡辺惺之「判批（本件評釈）」リマークス57号（2018年）151頁では、この点に着目して、初めての裁判例であると指摘されている。また、羽賀由利子「判批（本件評釈）」ジュリ1581号（平成29重判）306頁。
- 2) 最二小判平13・6・8民集55巻4号727頁。
- 3) 例えば、秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅰ（第2版追補版）』（日本評論社、2014年）609頁など。また、佐藤達文＝小林康彦『一問一答 平成23年民事訴訟法等改正』（商事法務、2012年）72頁参照。
- 4) 本件判旨と異なり、前掲②では、平成13年最判を「参照」する旨が判示されて、周到にも、直接の引用が避けられている。また、⑤においても、「……客観的事実関係が証明されれば足りる（最高裁平成13年6月8日第二小法廷判決・民集55巻4号727頁、最高裁平成26年4月24日第一小法廷判決・民集68巻4号329頁参照）」と判示されており、直接の引用はされていない。さらに、④でも、②を「参照」と判示されている。
- 5) 渡辺・前掲注1）本件評釈151頁では、このような判断基準には実体的構成要件と管轄要件との混同があると指摘されている。また、羽賀・前掲注1）本件評釈307頁では、本案で問題となる不法行為の準拠法が定まっていなかった管轄判断の段階で、我が国の法概念による判断が為された点が問題であると指摘されている。
- 6) さらに、請求の当否の判断において、 Y_1 が掲示した本件日本語記事については、事実認定が省略されて、本件英語記事等と同様の理由により、これと同じ範囲において X_1 のプライバシー権侵害があったと認められている。
- 7) 客観的事実証明説自体が内包している問題点と思われるが、本件の判例評釈の範囲を超えるため、ここでは詳述しない。なお、拙稿「渉外的要素を含む不法行為訴訟の管轄の主張と立証」伊東教教授古稀記念論文集『民事訴訟の理論と実践』（慶應通信、1991年）285頁以下参照。
- 8) 他方、 X ら－ Y_1 間では、合意又は応訴に基づいて、国際裁判管轄が認められたものとも推測されるが、判示からは窺えず、明らかではない。